

標準トランクルームサービス約款の一部を改正する告示について

平成19年7月
政策統括官付参事官（物流施設）室

1. 改正の背景・目的

標準トランクルームサービス約款（国土交通省告示第237号）は、昭和61年に制定されて以来約20年が経過したことから、平成17年12月、有識者、関係業界、消費者代表等で構成員される「トランクルームサービスの実態に関する調査2005調査検討委員会」が設置され、標準トランクルームサービス約款の見直しについて検討がなされた。この委員会において、「消費者保護の観点を重視しつつ、長期の未引取貨物による事業者負担の軽減を図るため、未引取貨物の処分期間の短縮を検討すべき」との提言が平成18年3月にとりまとめられた。

この提言を受けて、未引取貨物の処分期間について適正化を図るため、標準トランクルームサービス約款の一部改正を行う。

2. 改正の概要

標準トランクルームサービス約款第25条（寄託物の処分）において規定されている、寄託者に対する寄託物の引き取りの催告から寄託物の処分が可能になるまでの期間の「一年」（寄託物が腐敗又は変質する恐れがある場合を除く。）を「三か月」とする改正を行う。

3. 今後の予定

公 布：平成19年8月中旬
施 行：平成19年10月1日